

議案第 9 号

海老名市公共下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について

海老名市公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成 29 年 2 月 24 日提出

海老名市長 内 野 優

提案理由

職員の賠償責任を免除する場合は、議会の同意を得ることとしたため

海老名市公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

海老名市公共下水道事業の設置等に関する条例（平成２８年条例第３８号）の一部を次のように改正する。

第９条を第１０条とし、第６条から第８条までを１条ずつ繰り下げ、第５条の次に次の１条を加える。

（職員の賠償責任の免除）

第６条 法第３４条において準用する地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４条の２第８項の規定により、公共下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任を免除する場合は、議会の同意を得なければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。